

労働移動支援助成金

再就職支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対し、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者への委託、求職活動のための休暇付与、再就職に資する訓練の実施のいずれか(複数を組み合わせることも可能)により実施し、再就職を実現させた事業主に対して助成。
離職を余儀なくされる方の早期再就職の支援を目的としています。

助成額 「再就職支援」の支給額は、次の①～③の合計額です。なお、①～③の合計額については、委託総額または60万円のいずれか低い方を上限額とします。

支援内容		中小企業事業主	中小企業事業主以外
①	再就職支援 (通常)	(委託総額－②訓練実施にかかる委託費用－③グループワーク加算額)× 1/2 (45歳以上の場合 2/3)の額	(委託総額－②訓練実施にかかる委託費用－③グループワーク加算額)× 1/4 (45歳以上の場合 1/3)の額
	再就職支援 (特例区分)	(委託総額－②訓練実施にかかる委託費用－③グループワーク加算額)× 2/3 (45歳以上の場合 4/5)の額	(委託総額－②訓練実施にかかる委託費用－③グループワーク加算額)× 1/3 (45歳以上の場合 2/5)の額
②	再就職支援 (訓練加算)	訓練実施にかかる委託費用× 2/3 の額(上限 30万円)	
③	再就職支援 (グループワーク加算)	3回以上実施で 1万円	
休暇付与支援		休暇付与1日あたり 8,000円 (上限180日分)	休暇付与1日あたり 5,000円 (上限180日分)
休暇付与支援 再就職加算		1人につき 10万円	
職業訓練実施支援		訓練実施にかかる委託費用× 2/3 の額(上限 30万円)	

対象となる労働者

本コースの支給対象となる労働者(以下「支給対象者」といいます)は、次の(1)～(7)の**全てを満たしている方**です。

- (1)本コースの支給申請を行う事業主(以下「申請事業主」といいます)の作成する「再就職援助計画」または「求職活動支援書」の対象者であること
- (2)申請事業主に雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として継続して雇用された期間が1年以上の方であること
- (3)申請事業主の事業所へ復帰の見込みがないこと
- (4)それぞれ以下の時点で再就職先が未定であること、またはこれに準ずる状況にあること

- | | |
|---|--|
| ① | 「再就職支援」を実施する場合は、当該委託契日時点 |
| ② | 「休暇付与支援」を実施する場合は休暇の初日時点 |
| ③ | 「職業訓練実施支援」を実施する場合は、当該委託契約日(委託契約によらない場合は教育訓練施設等への訓練申込日)時点 |

- (5)職業紹介事業者によって退職勧奨を受けたと受け止めている方でないこと
- (6)申請事業主によって退職強要を受けたと受け止めている方でないこと
- (7)職業紹介事業者に対する委託により行われる再就職支援を受けている方の場合、当該職業紹介事業者の行う再就職支援を受けることについて承諾している方であること

受給までの流れ

